

今後検討を進める個別案件について

参考資料 1

1. 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業

事業概要

本事業は、「市民に対して多様なスポーツ活動の場を提供する」ことを目的に、7館目の施設として、新たに多摩区に川崎市多摩スポーツセンターを整備したものである。

整備当初、本施設には、多摩区のスポーツ活動の拠点として、幼児から高齢者まで誰もがいつでもスポーツを楽しめ、健康増進を図ることができ、また、地域コミュニティの核として、スポーツ活動を通じた人々のふれあいや地域活動の活性化が図られる施設としての役割が求められていた。

市は、本事業において、市民の多様化するニーズへの対応、スポーツセンター利用者の利便性の向上やスポーツ活動の充実、新たなスポーツ教室事業等の提供、スポーツイベント情報提供等のサービス向上により、若年者、高齢者、障がい者等の利用者が一層広がるとともに、地域のスポーツ振興に資する施設整備、運営業務、維持管理業務や事業展開における効率的、効果的な業務遂行による市の財政負担の軽減等を図ることを期待してPFIとして事業を実施。



PFI事業者の業務概要

多摩スポーツセンターの整備および同施設と西菅公園の維持管理

※西菅公園については、テニスコート、野球場、駐車場の改修整備、受付、清掃および植栽管理業務（剪定・刈り込み・害虫駆除・除草等）を含む

今後の取組の方向性

平成22年12月より、PFI事業の枠組みの中で、指定管理者制度を適用して管理運営が行われているが、指定管理期間（＝PFI事業期間）は令和3年3月31日までとなっている。

事業終了を見据え、川崎市民間活用推進委員会の中でPFI事業の総括（効果検証・課題把握）を行い、本PFI事業終了後の管理運営（または、維持補修＋管理運営）の形態について検討する。

2. 総合自治会館跡地等の活用に向けた取組

事業概要

本取組は、中原区小杉町3丁目東地区再開発事業により建設される建物に川崎市総合自治会館が令和2年7月以降に移転することに伴い、移転後の旧総合自治会館の建物、土地及び中原消防署跡地の一部等について、周辺地域の抱える課題や地域ニーズ等への対応を図りながら有効活用を図るものである。

総合自治会館とは

総合自治会館は、本市における市民自治活動の全市的拠点として、昭和58年に本市が建設し、以降、川崎市市民自治財団が管理運営を行っている。

町内会・自治会などの住民団体をはじめ、市民等の学習やふれあいの場として、広く利用されている。館内には多目的ホールや大小の会議室等があり、式典、発表会、研修会、講演会、サークル活動等に利用されるなど、多世代が多様に活動する場としても利用されている。



これまでの検討経緯

■平成29年度～：地元商店街や町内会など地域との意見交換会等の実施

・主な意見は、地域交流機能や防災機能の導入、子どもが遊べる広場等の整備、周辺の住環境に配慮した建物規模など

■平成30年12月：サウンディング調査の実施

・事業方式、管理・運営方法、事業期間、既存建物の活用・取扱方法等について対話を実施

・対話の結果、具体的に5団体から提案を受け、一定の民間活用の可能性を確認

今後の取組の方向性

周辺地域の抱える課題や地域ニーズ、民間活用の導入可能性等を踏まえ、総合自治会館跡地等の活用に係る土地利用方針の策定に向けて取組を進め、その後、事業者公募を行う方向で検討を進める。

事業者選定にあたっては、川崎市民間活用推進委員会において調査審議を実施予定。